

所沢市告示第 42 号

ふるさと所沢のみどりを守り育てる条例（平成 23 年条例第 25 号）
第 10 条第 1 項の規定により、里山保全地域の区域を指定（区域変更による指定拡大）したので、同条例第 10 条第 7 項（第 10 条第 9 項に基づく準用）の規定により次のとおり公告する。

令和 7 年 2 月 20 日

所沢市長 小野塚 勝俣

- 1 里山保全地域の名称
菩提樹池里山保全地域
- 2 里山保全地域を指定した土地の区域
計画図による
- 3 里山保全地域の指定に関する計画書、計画図等の縦覧場所
所沢市環境クリーン部みどり自然課

所沢市告示第 43 号

ふるさと所沢のみどりを守り育てる条例（平成 23 年条例第 25 号）
第 10 条第 1 項の規定により、里山保全地域の区域を指定（区域変更による指定拡大）したので、同条例第 10 条第 7 項（第 10 条第 9 項に基づく準用）の規定により次のとおり公告する。

令和 7 年 2 月 20 日

所沢市長 小野塚 勝徳

- 1 里山保全地域の名称
上山口堀口天満天神社周辺里山保全地域
- 2 里山保全地域を指定した土地の区域
計画図による
- 3 里山保全地域の指定に関する計画書、計画図等の縦覧場所
所沢市環境クリーン部みどり自然課

所沢市告示第 44 号

ふるさと所沢のみどりを守り育てる条例（平成 23 年条例第 25 号）
第 10 条第 1 項の規定により、里山保全地域の区域を指定（区域変更による指定拡大）したので、同条例第 10 条第 7 項（第 10 条第 9 項に基づく準用）の規定により次のとおり公告する。

令和 7 年 2 月 20 日

所沢市長 小野塚 勝俣

- 1 里山保全地域の名称
北野南二丁目里山保全地域
- 2 里山保全地域を指定した土地の区域
計画図による
- 3 里山保全地域の指定に関する計画書、計画図等の縦覧場所
所沢市環境クリーン部みどり自然課

所沢市告示第 45 号

ふるさと所沢のみどりを守り育てる条例（平成 23 年条例第 25 号）の規定により、里山保全地域の一部区域の指定解除をしたので、同条例第 10 条第 7 項（第 10 条第 9 項に基づく準用）の規定により次のとおり公告する。

令和 7 年 2 月 20 日

所沢市長 小野塚 勝俊

- 1 里山保全地域の名称
旧鎌倉街道沿里山保全地域
- 2 里山保全地域の指定解除後の区域
計画図による
- 3 里山保全地域の指定に関する計画書、計画図等の縦覧場所
所沢市環境クリーン部みどり自然課

所沢市告示第 46 号

ふるさと所沢のみどりを守り育てる条例（平成 23 年条例第 25 号）
第 10 条第 1 項の規定により、里山保全地域を指定したので、同条例第
10 条第 7 項の規定により次のとおり公告する。

令和 7 年 2 月 20 日

所沢市長 小野塚 勝俊

- 1 里山保全地域の名称
三ヶ島一丁目里山保全地域
- 2 里山保全地域を指定した土地の区域
計画図による
- 3 里山保全地域の指定に関する計画書、計画図等の縦覧場所
所沢市環境クリーン部みどり自然課

所沢市告示 第 47 号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により、
次の開発行為に関する工事が完了したので、公告する。

令和 7 年 2 月 20 日

所沢市長 小野塚 勝俊

- 1 許可番号 令和 6 年 8 月 16 日
第 29R060210 号
- 2 検査済証番号 令和 7 年 2 月 19 日
第 36R06043 号
- 3 開発区域又は工区に含まれる地域の名称
所沢市大字城字本村608番3
- 4 開発許可を受けた者の住所及び氏名

所沢市告示 第 48 号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により、
次の開発行為に関する工事が完了したので、公告する。

令和 7 年 2 月 20 日

所沢市長 小野塚 勝彦

- 1 許可番号 令和 7 年 1 月 15 日
第 29R060011 号
- 2 検査済証番号 令和 7 年 2 月 19 日
第 36R06044 号
- 3 開発区域又は工区に含まれる地域の名称
所沢市小手指台37番1、同番2、同番4、同番10
- 4 開発許可を受けた者の住所及び氏名

兵庫県神戸市中央区新港町11番1号
株式会社モトーレン埼玉
代表取締役 片岡伊佐夫

所沢市告示第49号

子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）第58条の6第1項の規定による確認の辞退があったので、同法第58条の11の規定に基づき、下記のとおり告示する。

令和7年2月20日

所沢市長 小野塚 勝俊

記

1 確認の辞退があった特定子ども・子育て支援施設等

設置者	施設名	所在地	確認辞退 年月日	施設・事業の 種類
小池 真羽	—	—	令和6年9月30日	認可外保育施設

所沢市告示 第 50 号

「所沢市自転車駐車場の整備及び自転車の放置の防止に関する条例」第19条第6項の規定により、下記のとおり告示する。

令和 7年 2月 20日

所沢市長 小野塚 勝俊

記

- 1 撤去した日 令和 7年 2月 18日
- 2 撤去した場所 自転車放置禁止区域、自転車放置指導整理区域、市営自転車駐車場
- 3 撤去・保管台数 12台
- 4 返 還 日 同条例第21条第2項に規定する告示の日より44日間
(自転車保管場所の開所日・開所時間内に限る)

5 返 還 場 所

返還(保管)場所	撤去した場所
喜多町自転車駐車場内保管場所 (喜多町2番12号) 電話04-2924-9419)	所沢駅・新所沢駅・航空公園駅・東所沢駅・秋津駅周辺の自転車放置禁止区域内
北野自転車保管場所 (北野新町一丁目9番地の13) 電話04-2949-8652	西所沢駅・下山口駅・小手指駅・狭山ヶ丘駅周辺の自転車放置禁止区域内、自転車放置指導整理区域、市営自転車駐車場

6 問い合わせ先

- (1) 保管自転車について 上記の該当する自転車保管場所
- (2) それ以外 所沢市市民部防犯交通安全課
電話04-2998-9140